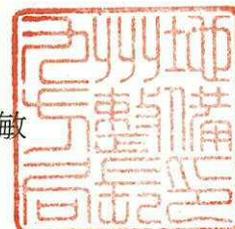




国九整企画第132号
平成30年12月4日

大分県知事 広瀬 勝貞 様

国土交通省 九州地方整備局長
伊勢田 敏



直轄事業の事業計画(大分県関連分)について(通知)

平素から国土交通省直轄事業の推進に当たり、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当局における河川等災害復旧費に関する地方負担を求める事業計画のうち、大分
県関連分について、別紙のとおりお知らせいたします。

平成30年度 大分県における事業計画（水管理・国土保全局関係）

（単位：千円）

対象科目	全体事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							計	地方 負担額	平成30年度事業内容	備考
			内訳										
			工事費	測量設計費	用地費及 補償費	船舶及 機械器具費	附带工事費	事業委託費	事業車両費				
災害復旧事業			122,526	428	0	1,837	0	0	104	124,895	41,589		
河川等災害復旧費(河川 30災)			122,526	428	0	1,837	0	0	104	124,895	41,589		
	番匠川	2.5	122,526	428	0	1,837	0	0	104	124,895	41,589	【番匠川】 上小倉地区 護岸L=100m、 遮水矢板工L=80m 細田地区 遮水矢板工L=100m 【久留須川】 三股地区 遮水矢板工L=130m	
			122,526	428	0	1,837	0	0	104	124,895	41,589	【番匠川】 上小倉地区 護岸L=50m、遮水矢板工L=40m(平成31年度完成予定) 細田地区 遮水矢板工L=50m(平成31年度完成予定) 【久留須川】 三股地区 遮水矢板工L=65m(平成31年度完成予定)	

(注) 「負担基本額」の欄については、当該都道府県の負担対象となる額を記載しています。

地方負担額は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第5条の規定により同法第4条第1項第1号に定める率を基に記載しておりますが、今後同項第2号及び第3号並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第4条に基づく国庫負担率の算出により、地方負担額が減少する可能性があります。